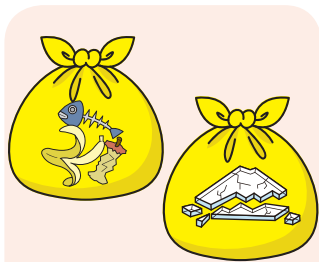


● ごみ出しのルール



燃やせるごみ
燃やせないごみ
はそれぞれ分別して
指定ごみ袋で出しましょう



資源物や古紙などは
それぞれ決められた
出し方で出しましょう



朝8時30分
までに出し
ましょう



事業所から出るごみは
集積所に出せません
詳しくは▶26ページ参照

※地域や集積所によりルールが異なる場合はそのルールに従ってください。



決められた集積所に出しましょう
※集積所の利用には登録が必要です。
詳しくは下記へお問合せください。

🔴 ごみの分け方・出し方、集積所に関するお問合せ先

- (久留米地域) 資源循環推進課 ☎37-3342
- (城島地域) 城島総合支所 環境建設課 ☎62-2114
- (三潴地域) 三潴総合支所 環境建設課 ☎64-2314

🔴 ごみの収集を中止することがあります

台風、積雪、災害時は



台風・積雪などの天候や災害などにより、ごみ収集の中止や時間の変更をする場合があります。
中止の際は、久留米市ホームページや広報車などでお知らせします。



久留米市HPトップへ

(広告)

一般廃棄物処理・産業廃棄物処理・医療廃棄物処理

有限会社
興 八 興 環 境

代表取締役 池田博一

〒839-0852 久留米市高良内町 3168-4

TEL (0942) 44-5665 FAX (0942) 44-5771